

国際サマーホームステイin OKAYAMA 2024交流プログラム企画・運営業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和6年3月1日

岡山市国際交流協議会
会長 松田 久

1 目的

国際サマーホームステイin OKAYAMA 2024交流プログラムを実施するにあたり、企画競争を実施し、受託業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 国際サマーホームステイin OKAYAMA 2024交流プログラム企画・運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和6年8月30日(金)まで
- (4) 概算予算額 6,024,370円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い(概算契約とし、実績により精算するものとする。)
- (6) 契約保証金 契約保証金
契約保証金を選択する場合(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書(様式1号)の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」あるいは、「役務」部門の業種「観光、旅行」業種細区分「観光、旅行業務」に登録のあること。登録されていない場合は、参加申請書の提出時に、別紙1のとおり有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類(以下、「名簿登載書類」という。)を提出すること。
- (3) 企画競争参加申請書(様式1号)の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 日程及び期限

内容	日 程・期 限
仕様書等に関する質問受付	令和6年3月8日（金）午後5時まで
仕様書等に関する質問回答	令和6年3月13日（水）午後3時頃掲載
企画提案書等の提出	令和6年3月22日（金）午後5時必着
ヒアリング	令和6年3月27日（水）（予定）
審査結果の通知	令和6年3月28日（木）（予定）

5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の詳細等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

質問書（様式2号）を電子メールにより岡山市国際交流協議会へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話（岡山市国際交流協議会（国際課直通） 086-803-1112 担当：守安）により、着信の確認を行うこと。

●電子メール：kokusaika@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和5年度）へ掲載します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

岡山市国際交流協議会宛に、「国際サマーホームステイin OKAYAMA 2024交流プログラム企画・運営業務委託提案書在中」と朱書きの上、一般書留もしくは簡易書留による郵送又は持参してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1号）

②企画提案書（様式は自由）

ア 用紙はA4版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷で頁番号を付して作成すること。

ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 仕様書（案）に基づき、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。

（ア）各交流プログラム、エクスカージョン提案（岡山・日本の文化・魅力を体験できるプログラム等）、貸し切りバスの手配・席配置等

（イ）交流プログラム実施の際のグループ分け

（ウ）昼食、熱中症対策用の飲み物等の手配

③業務の実施体制（様式は自由）

どのような体制及び人員で実施するのか体制図及び業務スケジュールを作成すること。また、本業務の業務責任者について氏名、所属、役職、担当業務を記載すること。

④経費の積算表（様式は自由）

これら全ての業務にかかる経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て見積もること。

なお、本業務は概算契約であり、全ての経費のうち、飲食費用及び入場料等については実績により精算するものとする。そのため、経費の積算表には、参加者一人あたりの飲食費用及び入

場料等について記載すること。

⑤過去の実績

過去10年間以内に本事業に類似した実績があれば、直近の3件までを別紙として記載し、添付してください。様式は自由ですが、A4版仕様1枚とし、主催団体名、主催都市、開催都市、日程、催行人数、内容については、必ず記載してください。

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印のあるもの1部（正本）
- ・代表印のないもの7部（副本）。提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないでください。

※企画競争参加申請書（様式1号）は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス、担当者等）を記入すること。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書の提出後の提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤辞退する場合は、様式3号を提出すること。

7 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、審査委員会で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①審査会は提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②審査会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(3) ヒアリングの実施

提案者が1社の場合でもヒアリングを実施する。

発表時間は1事業者につき15分程度とし、その後、委員から質問がある。

なお、ヒアリングへの出席は1事業者2名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び積算表に限る。

(4) 提案書等の特定をするための評価基準

別紙2「国際サマーホームステイ in OKAYAMA 2024交流プログラム企画・運營業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に岡山市国際交流協議会と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他岡山市国際交流協議会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

8 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

協議会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調製の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

9 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。

(4) 企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、令和6年3月22日（金）午後3時までに書面（様式3号）を国際交流協議会に持参又は郵送により提出してください。（必着）

(5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがある。

(6) 特定された提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。

(7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。

(9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則、岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱、岡山市の定める委託事務事業の執行の適正化に関する要綱及び岡山市民親善訪問団の派遣等に係る審査委員会運営要領に準じて行います。

(10) 令和6年3月31日までに本市議会で本業務に係る令和6年度予算の議決が得られないとき又は、当初予算の執行の承認が得られないときは、本業は執行しない。なお、その場合の提案者における損害については、本市は一切負担しない。

【提出先・お問い合わせ先】

岡山市国際交流協議会（岡山市国際課内）

担当：守安

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1112 電子メール：kokusaika@city.okayama.lg.jp

有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類一覧

No.	提出書類	適用
1	債権者登録申請書（原本）	・指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入、押印。
2	新規申請書及び誓約書（原本）	・指定様式「新規申請書及び誓約書」に必要な事項を記入、押印。
3	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（原本）	・指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入、押印。
4	使用印鑑届（原本）	・指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印。
5	印鑑証明書（原本）	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ※法人の場合は法務局で取得してください。
6	納税証明書（国税）（原本）	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ・法人の場合は様式「その3の3」 ※所轄の税務署で取得してください。
7	商業登記事項証明書（写し可）	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ※法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。（「現在事項全部証明書」は不可。）

※市内業者及び岡山県内に本社又は委任先がある市外業者並びに本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合は、別途書類の提出を依頼する場合があります。

●指定様式の掲載場所

岡山市ホームページ 入札参加資格審査申請様式集（新規申請 Excel 版）

<http://www.city.okayama.jp/shisei/0000012466.html>

別紙2 国際サマーホームステイin OKAYAMA 2024交流プログラム
企画・運営業務委託企画提案書等評価基準

提出書類	審査内容	審査項目	配点
	実施主体	過去に同様な業務を豊富に実施しているか	3
		岡山市SDGS推進パートナーズに登録されているか	2
	計画の実現性	本業務の業務内容を十分に理解した実現性のある計画が立案されているか	5
	交流プログラム、 エクスカージョンの内容	岡山と海外の参加者がお互いを理解し、交流を深める内容になっているか。	20
		岡山・日本の魅力を体験・発信できる内容になっているか	20
		熱中症、けが等に配慮されたプログラム、体制となっているか	15
昼食の手配	昼食が適切に手配されているか	5	
業務の実施体制 及び スケジュール	業務の実施体制及びスケジュール	通訳・通訳支援スタッフ・受託者スタッフ等の人数、役割、指揮命令系統が明確に提案されているか。適切なスケジュール管理が提案されているか	20
経費の積算表	経費の比較	(全応募者中の最低受託希望価格÷当該受託希望価格)×10点(小数点以下切捨て)	10
			100